

[事案 2022-194] 特定重度疾病保険金支払請求

・令和 5 年 7 月 24 日 裁定打切り

<事案の概要>

責任開始時前発病を理由に特定重度疾病保険金が支払われなかったことを不服として、特定重度疾病保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

2 型糖尿病に罹患したため、平成 30 年 6 月に契約した特定重度疾病保障保険にもとづき、特定重度疾病保険金を請求したところ、本糖尿病は、責任開始時前の疾病を原因とするものであるとして、保険金が支払われなかった。しかし、本契約の告知書には高血糖についての告知事項がなく、告知事項になれば高血糖でも加入できると思い申込みをしたことから、特定重度疾病保険金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

特定重度疾病保険金の支払事由に該当するには、「責任開始時以後の疾病を原因」とすることが要件とされているところ、申立人は、責任開始時前より高血糖かつ糖尿病の状態にあることから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は、申立人の主張内容等を事情聴取によって確認する必要があるところ、日中連絡先に多数回架電をしたが繋がらず、書面にて連絡を要請するも宛所不明により返送され、あらためて日中連絡先に多数回架電をしたが繋がらず、事情聴取を実施することができないことから、裁定手続を打ち切ることにした。